

令和 6 年度 第 2 回山形市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 6 年 1 2 月 5 日 (木)

午後 3 時 0 0 分

場 所 山形市役所 1 0 階 委員会開催室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市民生活部長あいさつ

4 議 事

(1) 令和 7 年度国民健康保険事業費納付金等について

5 報告事項

(1) 高額療養費の支給申請に係る特例（手続きの簡素化）について

(2) マイナ保険証の状況について

6 そ の 他

7 閉 会

山形市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和6年12月5日現在)

任 期 令和4年8月10日から令和7年8月9日まで

(任期途中の就任については備考記載のとおり)

区分	所 属	氏 名 (敬称略)	備 考
被保険者代表 一 号 委 員	市自治推進委員	すずき つねゆき 鈴木 恒行	令和5年5月26日より
	市民生委員児童委員	すずき かずこ 鈴木 和子	令和5年1月16日より
	市女性団体連絡協議会	よこお みねこ 横尾 峰子	平成30年8月23日より
	山形農業協同組合	たけだ まさのり 武田 政則	令和4年8月10日より
保険医薬剤師代表 二 号 委 員	市医師会	やまぐち よしこ 山口 佳子	令和4年8月10日より
	市医師会	はやし よしこ 林 淑子	平成25年8月10日より
	市歯科医師会	いけの しこう 池野 士功	令和3年5月21日より
	市薬剤師会	こさか たけし 小坂 剛	令和6年9月2日より
公益代表 三 号 委 員	市議会議員	あそ たかし 阿曾 隆	令和5年5月18日より
	市議会議員	まつだ たかお 松田 孝男	令和5年5月18日より
	市議会議員	さいとう じゅんいち 斎藤 淳一	令和5年5月18日より
	山形大学	にしおか まさき 西岡 正樹	平成29年8月10日より
被用者保険代表 四 号 委 員	全国健康保険協会	すずき のりあき 鈴木 憲章	令和6年10月16日より
	フィデア健康保険組合	やまだ りゅうじ 山田 隆二	令和4年4月5日より

山形市国民健康保険運営協議会 事務局及び出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
市民生活部	部長	山 崎 真 浩	
国民健康保険課	次長（兼）課長	西 塔 浩 人	運営協議会 幹事
//	広域調整総括主幹 （兼）課長補佐	折 原 正 司	// 幹事
//	課長補佐 （兼）国保計画係長	黒 沼 宏 樹	// 書記
//	課長補佐 （兼）国保資格係長	花 輪 公 雄	
//	課長補佐 （兼）国保医療係長	森 谷 秀 昭	
//	課長補佐 （兼）保険税係長	斉 藤 直 美	
//	国保計画係主査	長 谷 川 珠 紀	運営協議会 書記
//	国保計画係主任	黒 田 彩	// 書記
健康増進課	主幹（成人保健担当）	村 田 尚 子	

4 議事

(1) 令和7年度国民健康保険事業費納付金等について

仮係数による国民健康保険事業費納付金の算定結果

1 令和7年度国民健康保険事業費納付金額（山形市）

	令和6年度 (本算定)	令和7年度 (仮算定)	備 考
国民健康保険事業費 納付金	5,407,546,426 円	5,130,168,263 円	277,378,163 円減 (△5.13%)
山形市年度平均 被保険者数(県の試算)	38,071 人	37,046 人	1,025 人減 (△2.69%)
一人当たり納付金	142,038 円	138,481 円	3,557 円減 (△2.50%)

2 国民健康保険事業費納付金が減少した理由（山形県全体）

山形県全体の推計保険給付費の総額が、令和6年度の約739億円から令和7年度は、約737億円と見込まれ、約2億円減少することが、主な理由となります。

推計保険給付費につきましては、70歳未満の被保険者数は減少と見込まれましたが、一人当たりの診療費は一般分が増加、未就学児分は減少と見込まれており、差し引きの結果、保険給付費は令和6年度の429億円から令和7年度は430.5億円と「約1.5億円の増」と推計されました。

70歳以上は、被保険者数は減少、一人当たりの診療費は増加と見込まれ、保険給付費は令和6年度の310億円から令和7年度は306.2億円と「約3.8億円の減」と推計されました。そのため、令和6年度の本算定の額より事業費納付金が減少しました。

3 山形市の方針（案）

現時点において、令和7年度の国民健康保険事業費納付金は昨年度より減少しております。令和7年2月の本算定では、係数が置き換わることによって、当該納付金が確定され変更になることから、今後の動向を注視していく必要があります。

なお、歳入不足が見込まれる場合には、国民健康保険事業財政調整基金からの繰入れ等を検討いたします。

○これまでの国民健康保険事業費納付金の推移

単位:円

	仮算定額 (A)	本算定額 (B)	増減 (B - A)
H 3 0	5,641,095,569	5,626,533,509	△ 14,562,060
R 元	6,537,312,269	6,610,922,911	73,610,642
R 2	6,223,158,273	6,065,219,760	△ 157,938,513
R 3	5,744,336,088	5,827,237,328	82,901,240
R 4	5,712,311,382	5,589,065,855	△ 123,245,527
R 5	5,657,700,608	5,602,091,206	△ 55,609,402
R 6	5,408,152,760	5,407,546,426	△606,334

○国民健康保険事業財政調整基金状況

単位:円

	積立金	取崩額	保有額
平成16年度	0	0	1,119,700,217
平成17年度	0	0	1,119,700,217
平成18年度	0	69,818,000	1,049,882,217
平成19年度	0	106,975,000	942,907,217
平成20年度	0	719,932,000	222,975,217
平成21年度	0	222,975,217	0
平成22年度	215,615,000	0	215,615,000
平成23年度	275,183,000	0	490,798,000
平成24年度	1,084,622,000	0	1,575,420,000
平成25年度	191,893,000	0	1,767,313,000
平成26年度	0	606,336,000	1,160,977,000
平成27年度	289,613,000	0	1,450,590,000
平成28年度	0	671,274,000	779,316,000
平成29年度	0	165,233,000	614,083,000
平成30年度	867,355,000	0	1,481,438,000
令和元年度	0	543,376,000	938,062,000
令和2年度	0	148,734,000	789,328,000
令和3年度	0	191,808,000	597,520,000
令和4年度	154,775,000	0	752,295,000
令和5年度	62,475,000	0	814,770,000
令和6年度見込	0	99,957,000	714,813,000

○国民健康保険事業費納付金算定に係る推計保険給付費等

【県全体】

	令和6年度(本算定)	令和7年度(仮算定)	増 減
推計保険給付費	約 739 億円	約 737 億円	△2 億円
推計被保険者数	186,108 人	178,936 人	△7,172 人
(参考) 推計一人当たり保険給付費	397,054 円	411,667 円	+14,613 円

【山形市分】

	令和6年度(本算定)	令和7年度(仮算定)	増 減
推計保険給付費	約 157 億円	約 158 億円	+1 億円
推計被保険者数	38,071 人	37,046 人	△1,025 人
(参考) 推計一人当たり保険給付費	412,599 円	427,790 円	+15,191 円

○山形市年齢別被保険者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

年齢区分	被保険者数 (人)	割合 (%)	年齢区分	被保険者数 (人)	割合 (%)
0～ 4 歳	425	1.1	40～44 歳	1,753	4.4
5～ 9 歳	563	1.4	45～49 歳	2,099	5.3
10～14 歳	747	1.9	50～54 歳	2,189	5.6
15～19 歳	817	2.1	55～59 歳	2,190	5.6
20～24 歳	1,021	2.6	60～64 歳	3,663	9.3
25～29 歳	985	2.5	65～69 歳	7,918	20.1
30～34 歳	1,062	2.7	70 歳以上	12,502	31.7
35～39 歳	1,445	3.7	合 計	39,379	100.0

○山形市の国民健康保険税

年度			平成										令和						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医療分	応能	所得割	7.30%		10.06%			9.86%			9.42%								
		資産割	—																
	応益	均等割	19,000円		24,700円			23,700円			22,800円								
		平等割	25,900円		30,600円			28,100円			26,700円								
	限度額		47万円		50万円	51万円			52万円	54万円		58万円	61万円	63万円		65万円			
支援金分	応能	所得割	2.30%		2.79%														
		均等割	6,000円		6,700円														
	応益	平等割	7,700円		8,400円														
	限度額		12万円		13万円	14万円			16万円	17万円	19万円				20万円	22万円	24万円		
介護分	応能	所得割	2.08%																
	応益	均等割	13,600円																
	限度額		9万円	10万円		12万円			14万円	16万円				17万円					
限度額合計			68万円	69万円	73万円	77万円			81万円	85万円	89万円		93万円	96万円	99万円		102万円	104万円	106万円

* 税率改定の変遷(限度額改正を除く)

年 度	改 定 の 内 容	
22年度	税率引上げ 平均 19.8%	医療分、支援金分の所得割・均等割・平等割
25年度	税率引下げ 平均 2.2%	医療分の所得割・均等割・平等割
27年度	税率引下げ 平均 3.3%	医療分の所得割・均等割・平等割

5 報告

(1) 高額療養費の支給申請に係る特例の運用について

1 経緯

高額療養費の支給申請については、国民健康保険法施行規則において申請手続が定められており、市においてはそれを踏まえ申請書の様式を定め、該当する診療月ごとに申請していただき、支給を行っています。

この申請手続について、毎回の申請に係る負担の軽減のため、市町村の判断により別段の定めをすることにより手続きを簡素化ができるよう令和3年3月に同省令の改正が行われており、また、令和6年1月に導入した新基幹システムにおいて、当該手続の簡素化（2回目以降の申請を不要とし自動振込とすること）が運用上可能となったことから、申請手続に係る特例（簡素化）の運用を開始するものです。

2 運用開始までの日程

令和3年 3月 国民健康保険法施行規則改正
令和6年 1月 山形市国民健康保険条例施行規則改定（施行日）
令和6年 1月 新基幹システム運用開始
令和6年12月 特例申請に係る要綱整備
令和7年1月1日 運用開始

3 特例申請の概要

発生の都度必要のあった高額療養費の支給申請手続きを、世帯主の利用希望により、希望者は令和7年1月以降の特例手続用申請のみで足りることとし、その後に発生した高額療養費については、その申請にて指定した口座へ自動的に振り込みます。

月次にかかる高額療養費のほか年間高額療養費もこの対象となるが、高額介護合算療養費については、法令による特例の対象とされていないことから従来と同様の手続きとなります。

対象世帯主については、国民健康保険税の滞納、医療費の一部負担金の未払いなどが無いことを条件とし、併せて申請にあたり必要な事項の同意を得るものとします。

4 高額療養費支給申請事務の現状

対象件数 令和6年11月発生 1, 264件
令和6年10月発生 1, 222件
令和6年 9月発生 1, 334件
年間高額療養費 令和4年8月～令和5年7月分 166件

5 関係法令等

○国民健康保険法施行規則（抜粋）

（高額療養費の支給申請に係る特例）

第二十七条の十七 市町村は、世帯主による高額療養費の支給申請に関する手続について、前条及び次条の規定にかかわらず、別段の定めをすることができる。

○山形市国民健康保険条例施行規則（抜粋）

（高額療養費の支給申請の特例）

第9条の5 第9条の3及び前条第1項の規定にかかわらず、法施行規則第27条の16又は第27条の17の2の規定による高額療養費の支給の申請は、法施行規則第27条の17の規定に基づき市長が別に定めるところにより、行うことができる。

○山形市国民健康保険高額療養費における支給申請手続きの特例に関する要綱（抜粋・案）
（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）月間の高額療養費 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省省令第53号。次号において「施行規則」という。）第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費をいう。

（2）年間の高額療養費 施行規則第27条の17の2第1項に規定する年間の高額療養費をいう。

（対象者）

第3条 高額療養費の支給の申請を特例により行うことができる者は、国民健康保険税に滞納がない者であって、次の各号に定める高額療養費について、それぞれ当該各号に定める世帯主とする。

（1）月間の高額療養費 高額療養費に係る療養のあった月の初日における国民健康保険の世帯主

（2）年間の高額療養費 計算期間を通じて保険者が本市であって、前号による月間の高額療養費の振込を受けている国民健康保険の世帯主

（申請特例の停止）

第6条 市長は、前項の規定により支給決定を受けた月間の対象者又は年間の対象者が次号のいずれかに該当する場合は、当該申請の特例を停止することができる。

（1）申請者から特例の解除の申出があった場合

（2）国民健康保険の世帯主変更（死亡を含む）等、被保険者資格に異動があった場合

（3）振込先金融機関の口座に高額療養費の振込ができなくなった場合

（4）国民健康保険税の滞納がある場合

（5）この要綱に定める申請の内容に偽りその他不正があった場合

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

2 市長は、前項各号に該当しなくなったときは、当該申請の特例の停止を解除することができるものとする。

(2) マイナ保険証の状況について

1 保険証の廃止に伴うスケジュール

- R6. 7.16 国民健康保険証一斉更新（有効期限 R7. 7. 31）
- R6. 9. 議会 山形市国民健康保険条例改正
- R6.12. 2 保険証廃止（発行済証は有効期限まで継続使用可能、新規発行・再発行の停止）
新規加入者及び再発行申請者へは①②いずれかを発行
- ①マイナ保険証所有者：資格情報のお知らせ（資格情報通知書）
- ②マイナ保険証未所有者：保険の資格確認書（従来の保険証と同様の様式）
- R7. 7. 中旬 国保証の一斉更新（上記①②いずれかを送付）
- R7. 7. 31 国民健康保険証の有効期限終了
- ・資格確認書については、これまでの国民健康保険証と同様に有効期間を1年とし、毎年交付します。
 - ・資格情報のお知らせについては、有効期間は定めず、初回に通知し継続通知は見送ります。ただし、70歳以上の方については負担割合が変わる場合があるため、毎年通知します。
 - ・資格確認書保持者がマイナ保険証の利用登録をされた場合は、次回更新時に資格情報のお知らせを通知します。

2 各種状況

① マイナナンバーカード保有状況及びマイナ保険証の登録状況

		山形市	山形県	全国
マイナナンバーカード保有状況		77.1%（10月末）	79.3%（10月末）	75.7%（10月末）
マイナ保険証 の登録状況	国民健康保険被保険者	66.7%（7月末）	68.4%（4/17）	—
	後期高齢者医療被保険者	61.7%（9月分）	63.3%（9月分）	—
	国（有効登録件数）	—	—	約62.1%（10月末） （カード保有者の82.0%）

② マイナ保険証利用登録設定支援及び登録解除申請の状況

		4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
マイナ保険証設定支援		328件	368件	412件	764件	779件	769件	1,148件	
登録解除 申請受付	国民健康保険	—	—	—	—	—	—	7件	19件
	後期高齢者医療	—	—	—	—	—	—	5件	15件

※マイナ保険証への設定支援については、登録情報確認のみなどの件数も含む

※マイナ保険証登録解除申請件数10月分は10/28以降、11月分は11/25までの件数

※利用登録の解除が行われるのは、中間サーバーに解除の登録をされた翌月の末日

③ マイナ保険証利用実績

		4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末
国保	山形市国民健康保険	8.9%	10.3%	12.3%	14.3%	15.7%	17.1%	18.8%
	県内国保平均	8.2%	9.5%	12.3%	14.2%	15.8%	17.1%	19.2%
	全国国保平均	7.5%	8.7%	10.9%	12.1%	13.8%	15.1%	16.7%
後期	山形県後期医療（山形市分）	4.4%	5.2%	6.7%	8.2%	9.4%	10.5%	12.4%
	山形県後期医療（全県）	4.4%	5.3%	7.3%	8.8%	9.8%	11.1%	12.6%
	全国後期平均	4.4%	5.4%	7.4%	8.5%	9.5%	10.8%	12.1%
全体	山形県全体（全医療保険者）	6.3%	7.4%	9.8%	11.4%	12.8%	13.9%	15.8%
	全国（全医療保険者）	6.6%	7.7%	9.9%	11.1%	12.4%	13.8%	15.6%

3 マイナ保険証の利用促進に向けた取り組みについて

以下により、利用勧奨に向けたPRを実施している。

- ・広報やまがたにて広報（令和6年10月1日号）
- ・市公式ホームページでの広報
- ・窓口モニタへの配信
- ・公民館・コミセンへのポスター掲示
- ・7月の保険証一斉更新時のリーフレット同封（昨年度に続き今年度も同封）
- ・パンフレット等において、マイナ保険証についての説明の追記
- ・限度額適用認定証の発行時を契機とした利用勧奨

など

[情報を探す](#)

[検索する](#)

[検索の方法](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [国民健康保険・後期高齢者医療・年金](#) > [国民健康保険](#) > 令和6年12月2日からの医療機関等での受診について

[お気に入りに登録する](#)

令和6年12月2日からの医療機関等での受診について

ページ番号1015004

更新日 令和6年11月7日

マイナ保険証をお持ちでなくても、有効な健康保険証や資格確認書で医療が受けられます

令和6年12月2日に、現行の健康保険証（国民健康保険被保険者証）は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。

切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

※マイナ保険証とは…「健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード」になります。

現行の健康保険証の取扱い

今お持ちの健康保険証及び高齢受給者証は、有効期限（令和7年7月31日）まで引き続きご利用できます。

※75歳になる方（後期高齢者医療制度へ移行する方）や記載内容に変更が生じる場合（転居、世帯主変更、在留期限など）は、有効期限が異なります。

資格確認書 <マイナ保険証をお持ちでない方>

資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない方などが、これまで通り医療機関等を受診することが可能となるよう交付するものです。

(1) 交付対象者

- マイナ保険証をお持ちでない方 ※申請不要
- DV被害者などマイナポータルや医療機関等で自己情報の閲覧制限のある方 ※申請不要
- マイナ保険証での受診が困難な方（ご高齢の方、障がいをお持ちの方など）※別途、申請必要

(2) 交付時期

- 国民健康保険の加入手続きをしたとき
- 有効期限（7月31日）が到来するとき

(3) 有効期間

これまでの健康保険証と同様、原則1年間となります。

(4) その他

現行の高齢受給者証は、被保険者の利便性を高めるため、資格確認書として一体化します。

（現行の健康保険証と高齢受給者証を一体化）

※高齢受給者証とは…70歳以上75歳未満の被保険者は、医療機関等で負担する医療費の一部負担金割合が、前年の所得金額等に応じて異なるため、当該割合を記載したものです。

資格情報のお知らせ <マイナ保険証をお持ちの方>

資格情報のお知らせとは、マイナ保険証をお持ちの方が、自身の保険情報を簡易に確認できる書類として、交付するものです。

(1) 交付対象者

- マイナ保険証をお持ちの方

(2) 交付時期

- 国民健康保険の加入手続きをしたとき
- 医療費の一部負担金割合など資格情報が変動するとき
- 現行の健康保険証の有効期限（令和7年7月31日）が到来するとき

(3) 有効期間

- 70歳未満の被保険者・・・有効期間の設定はありません
- 70歳以上75歳未満の被保険者・・・原則1年間となります

※医療費の負担金割合は、前年の所得金額等で判定しており、毎年、変動する可能性があります。

(4) 医療機関等での受診方法

- マイナ保険証を利用できる医療機関等・・・「マイナ保険証」を提示のうえ受診となります。
- マイナ保険証を利用できない医療機関等・・・「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を併せて提示のうえ受診となります。

※資格情報のお知らせのみでは受診できませんので、ご注意ください。

このページに関するお問い合わせ

市民生活部国民健康保険課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話番号：023-641-1212（代表） ファクス番号：023-624-8396

kokuho@city.yamagata-yamagata.lg.jp

[このホームページについて](#)

[個人情報取り扱いについて](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[サイトマップ](#)